

## 下田町人事行政等の公表

町では、これまで、町職員の給与や職員数の状況を公表してきましたが、今年度からは、内容をより充実させ、採用や勤務時間の状況なども含めた人事行政全般について、公表することにいたしました。

これにより、町民の皆様は町職員の勤務実態などを知っていただき、人事行政を運営するに当たっての公正性・透明性を高めていきたいと考えています。なお、今年度からは町のホームページ上でも公表いたします。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員の採用状況

平成17年4月1日に3人の職員を採用しました。(内訳 行政職 3人)

#### (2) 職員の退職の状況

平成16年度における職員の退職の状況は次のとおりです。

・定年退職者 2人      ・勸奨退職者 2人      ・自己都合退職者 1人

#### (3) 障害者の採用状況

障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」によりすべての事業主は進んで雇入れに努めなければならないこととされています。

当町においても、身体障害者の雇用に取り組んでいますが、法定雇用率に達していないのが現状で今後も積極的に身体障害者の雇用に取り組んでいきます。

法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた障害者雇用率

#### (4) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数					対前年増減数	主な増減理由
		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年		
一般行政部門	議会	2	2	2	2	2		
	総務	31	30	29	32	33	1	合併に係る電算業務の増
	税務	8	9	9	10	10		
	民生	15	14	14	14	13	1	保育士退職の不補充
	衛生	5	5	5	6	5	1	保健師の不補充
	農林	8	8	7	8	8		
	商工	1	2	2	2	2		
	土木	10	10	11	8	8		
	小計	80	80	79	82	81	1	
特別行政部門	教育	14	14	14	13	13		
公営企業	下水道	6	6	6	6	5	1	事務の統廃合縮小のため

等 会計部門	その他	8	9	9	9	9			
	小計	14	15	15	15	14	1		
合計		108	109	108	110	108	2		
【条例定数の合計】		【109】							

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。

(6) 年齢別職員構成の状況(17年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	3	19	13	15	4	2	7	21	13	10	0	107
構成比(%)	0	2.8	17.8	12.1	14.0	3.8	1.9	6.5	19.6	12.1	9.4	0	100

(7) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成21年4月1日	103

平成21年4月1日現在における定員の数値目標

- ・一般行政部門職員数を平成16年度の86人を平成21年度までに80人に削減します。
- ・職員総数を平成16年度の110人を平成21年度までに103人削減します。

定員適正化計画の年次別進捗状況の概要

区分 部門	計画開始前職員数	職員増減数						計画終了時職員数
	平成16年度	平17	平18	平19	平20	平21	累計	
一般行政部門	86	1			4	1	6	80
教育部門	13							13
公営企業等	11	1					1	10
総合計	110	2			4	1	7	103

(注) 教育部門には、教育長を含みます。

## 2 給与の状況

(1) 人事費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	前年度の 人件費率
----	----------------------	----------	------	----------	-------------	--------------

平成 16 年度	14,301 人	4,893,751 千円	25,297 千円	875,447 千円	17.9%	15.1%
----------	----------	--------------	-----------	------------	-------	-------

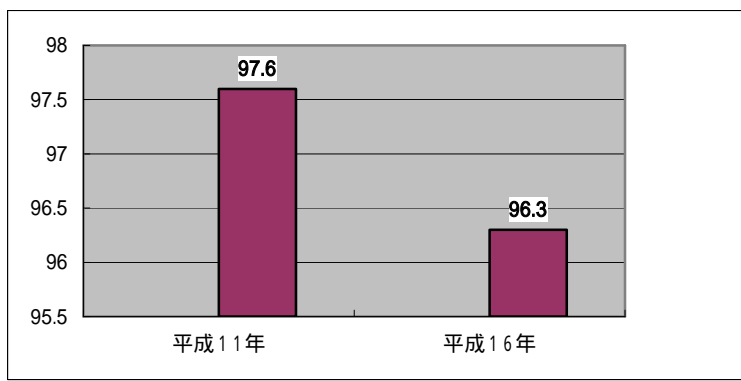
- (注) 1 普通会計には、一般会計のほかに奨学資金貸付事業特別会計、霊園事業特別会計も含まれています。
- 2 人件費には、職員のほかに特別職(町長、助役、収入役、教育長、議会議員等)に支給された給料、報酬等も含まれています。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当り給与費 B / A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 16 年度	94 人	372,655 千円	138,935 千円	153,054 千円	664,644 千円	7,071 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 2 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年 4 月 1 日現在)



- (注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成 17 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
下田町 (行政職)	40.10 歳	325,551 円	355,684 円
			350,849 円
国(行政職)	40.3 歳	329,728 円	382,092 円
下田町 技能職(運転手)	53.3 歳	376,275 円	398,025 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、17 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(5) 職員の初任給の状況(平成 17 年 4 月 1 日現在)

区 分		下田町		国	
		初任給	2 年後の給料	初任給	2 年後の給料
一般行政職	大学卒	170,700 円	184,400 円	170,700 円	184,400 円
	高校卒	138,800 円	148,500 円	138,800 円	148,500 円

技能労務職	高校卒	131,900 円	140,700 円	136,000 円	145,500 円
	中学卒	124,300 円	131,900 円	128,100 円	136,000 円

( 6 ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成 17 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10 年以上～15 年未満	経験年数 15 年以上～20 年未満	経験年数 20 年以上～25 年未満
一般行政職	大学卒	286,767 円	324,800 円	406,500 円
	高校卒	236,850 円	277,250 円	-
技能労務職	高校卒	-	-	340,000 円
	中学卒	-	-	-

( 7 ) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成 17 年 4 月 1 日現在)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な職務	主事補	主事	主事	主査	主任主査	副参事 所 長 総括主査	課長	参事	
職員数	0 人	13 人	14 人	14 人	3 人	24 人	5 人	11 人	84 人
構成比	0.0%	15.5%	16.6%	16.6%	3.6%	28.6%	6.0%	13.1%	100.0%

(注) 1 下田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

( 8 ) 昇給期間短縮の状況

区分		全職種
平成 16 年度	職員数 A	84 人
	普通昇給期間 (12～24 月) を短縮して昇給した職員数 B	12 人
	比率 B/A	14.3%
平成 15 年度	職員数 A	84 人
	普通昇給期間 (12～24 月) を短縮して昇給した職員数 B	12 人
	比率 B/A	14.3%

( 9 ) 期末手当・勤勉手当

下田町		国	
1 人当たり平均支給額 (16 年度) 1,605 千円		-	
(16 年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.4 月分		(16 年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.4 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

( 10 ) 退職手当 (平成 17 年 4 月 1 日)

下田町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	21.0 月分	27.3 月分	勤続 20 年	21.0 月分	27.3 月分
勤続 25 年	33.75 月分	42.12 月分	勤続 25 年	33.75 月分	42.12 月分
勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置 (2%～20%加算)	

1人当たり平均支給額	2,654千円	23,691千円
------------	---------	----------

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(11) 特殊勤務手当(平成17年4月1日)

区 分		全 職 種	
支給実績(16年度決算)		504千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		36,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)		12.84%	
手当の種類(手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	全職種	感染症の疑いのある患者の救護業務	1日210円
行旅死病人措置手当	保健師	行旅病人の救護死亡人の措置作業業務	救護作業1件250円 措置作業1件500円
税務手当	税務課職員	町税の調査・賦課・徴収業務	月額2,000円
保育士手当	保育所職員	保育業務	主任保育士8,000円 保育士6,000円
用地等交渉手当	建設課職員	用地の取得交渉業務	1日200円

(12) 時間外勤務手当

支給実績(15年度決算)	13,618千円
職員1人当たり平均支給年額(15年度決算)	125千円
支給実績(16年度決算)	13,438千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	123千円

(13) その他の手当(平成17年4月1日)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	
扶養手当(月額)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	配偶者	13,500円	同じ		11,850千円	227,885円
		扶養親族(扶養しない配偶者を有する場合)	1人目のみ6,500円				
		扶養親族(配偶者なし)	1人目のみ11,000円				
		上記以外の扶養親族	2人目まで、1人当り6,000円				
		(配偶者を除く)	3人目から、1人当り5,000円				
住居手当(月額)	住居の区分	持ち家(世帯主)	月額3,000円	異なる	持ち家(世帯主)購入後5年まで月額2,500円	4,294千円	81,019円
		借家・借間(世帯主)	最高支給限度27,000円(家賃12,000円以上の場合)				

通勤手当 (月額)	交通手段の区分	公共交通機関利用者	最高 55,000 円	同じ		0 千円	0 円
		自家用車等利用者 (通勤距離 2 km以上)	最高 24,500 円	同じ		2,849 千円	41,290 円
寒冷地手当 (11~3月の月額)	支給地域4級地	世帯主である職員 扶養親族のある職員	17,800 円	同じ		8,113 千円	74,431 円
		扶養親族のない職員	10,200 円				
		その他の職員	7,360 円				
管理職手当	管理職員	管理又は監督の地位にある職員	給料に 6~10%を乗じた額	同じ		7,296 千円	405,333 円
単身赴任手当		配偶者と別居する場合支給	月額 23,000 円~68,000 円	同じ		0 千円	0 円
日直手当	管理職員以外の職員	日直をした場合に支給	1 回 4,200 円	同じ		508 千円	4,200 円
休日勤務手当		休日において勤務した場合に支給	1 時間あたりの給与額の 125/100 から 150/100 を支給	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当		午後 10 時から午前 5 時までの間に勤務した場合	1 時間あたりの給与額の 25/100 を支給	同じ		0 千円	0 円

( 1 4 ) 特別職の報酬等の状況 (平成 1 7 年 4 月 1 日現在)

区 分			給 料 月 額 等
給料	町助収入	長 役 役	7 7 7 , 0 0 0 円
		入	6 0 7 , 0 0 0 円
			5 6 2 , 0 0 0 円
報酬	議副議	長 長 員	2 8 7 , 0 0 0 円
		議	2 3 3 , 0 0 0 円
			2 2 5 , 0 0 0 円
期末手当	町助収入	長 役 役	( 1 6 年度支給割合 )
			3 . 0 月分
			3 . 0 5 月分
	議副議	長 長 員	( 1 6 年度支給割合 )
		議	3 . 3 0 月分
			3 . 3 0 月分
退職手当	町助収入	長 役 役	( 算定方式 ) ( 支給時期 )
			給料 × 年数 × 550/100 任期毎
			給料 × 年数 × 320/100 任期毎
			給料 × 年数 × 290/100 任期毎

(注) 町長、助役、収入役の期末手当の支給率は、特例措置期間中の 2.1%~3%減額した支給率

です。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況(平成17年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休息时间	休憩時間	週休日
40時間	午前8時15分	午後5時00分	正午～午後0時15分まで及び 午後3時～午後3時15分まで	午後0時15分～ 午後1時まで	土曜日 日曜日

(注) 保育所、児童館では、上表とは異なる勤務形態となっています。

#### (2) 休暇

職員の休暇には、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇がありますが、それらの平成16年中の取得状況については、次のとおりです。

#### 年次休暇の取得状況(平成16年1月1日～平成16年12月31日)

総給付日数 A	総使用日数 B	対象職員数 C	平均取得日時数 B/C	取得率 B/A
4,114.75日	971.5日	108人	9日	23.6%

(注) 半日については0.5とし、時間数については8時間を1日に換算して計上しています。  
病気休暇の取得状況(平成16年1月1日～平成16年12月31日)

取得者実人数	取得実績(延べ)	
	日数	時間数
2人	194日	0時間

#### 特別休暇の取得状況(平成16年1月1日～平成16年12月31日)

種類 (H17.4.1現在)	付与日数(概要)	取得者 実人数(人)	取得実績(延べ)	
			日数(日)	時間数(時間)
選挙等休暇	必要と認められる期間	0		
証人等休暇	必要と認められる期間	0		
骨髄移植休暇	必要と認められる期間	0		
ボランティア休暇	5日	0		
結婚休暇	連続7日	2	10	0
産前休暇	8週間(多胎妊娠は14週間)	0		
産後休暇	8週間	0		
育児休暇	1日2回各30分以内	0		
配偶者出産休暇	3日	0		
育児参加休暇	5日	0		
子の看護休暇	5日	0		
服忌休暇	1日～連続10日	12	40	0
祭日休暇	1日	0		

夏季休暇	3日	102	299	0
現住居の滅失等休暇	7日	0		
出勤困難休暇	必要と認められる期間	0		
退勤途上の危険回避休暇	必要と認められる期間	0		
妊娠の通勤緩和休暇	必要と認められる期間 (1日1時間以内)	0		
妊産婦通院休暇	必要と認められる期間	0		

(注) 付与日数については、概要を記載したものであり、これ以外の条件が付されている場合があります。

介護休暇の取得状況

平成16年度中の取得者はありませんでした。

育児休業等の取得状況

平成16年度中の取得者はありませんでした。

#### 4 分限及び懲戒処分状況

(

##### (1) 分限処分状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第28条の規定に基づき分限処分に付されることとなりますが、平成16年度における分限処分の該当者はありませんでした。

##### (2) 懲戒処分状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第29条の規定に基づき分限処分に付されることとなりますが、平成16年度における分限処分の該当者はありませんでした。

#### 5 服務状況

違反者はありませんでした。

#### 6 研修及び勤務成績の評定の状況

##### (1) 研修の実施状況

職員の勤務能力の発揮及び増進のために行う研修として、平成16年度に実施した内容については、次のとおりです。

番号	研修名	人数
----	-----	----



1	青森県自治研修所における研修	37名
	(1) 基本研修	20名
	新採用者研修(前期)	4名
	新採用者研修(後期)	4名
	市町村課長研修	1名
	市町村課長補佐研修	2名
	主査研修	4名
	主事・技師研修	5名
	(2) 選択研修	10名
	コーチング技法養成研修	2名
	政策形成能力養成講座	2名
	法制執務講座	2名
	企画力向上研修	1名
	行政経営品質向上研修	1名
	住民対応能力向上研修	1名
	カウンセリングマインド研修	1名
	(3) 県部長主催専門研修	7名
	市町村固定資産税研修	1名
	市町村税務新任者研修	3名
新任保健師研修	1名	
課税免除等研修	1名	
市町村税務徴収研修	1名	
2	町独自研修	51名
	コミュニケーション研修	16名
	組織力を高めるマネジメント	12名
	新採用者ステップアップ研修	4名
	しもだCS塾	19名
	A班 接遇・マナー	(4名)
	B班 住民交渉力	(6名)
	C班 仕事のムダ	(4名)
	D班 地方分権研究	(5名)
3	ASO 職員研修事業	44名
	おいらせ塾(プログラムチーム)	4名
	おいらせ塾(読書チーム)	8名
	分権時代の自治体経営	32名
4	市町村アカデミー	2名
	魅力あるまちづくり	1名
	住民と行政の協働	1名
5	電源振興センター	0名
6	東北自治研修所	0名

(2) 勤務成績の評定の実施状況(平成16年度)

地方公務員法では、職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならないこととされています。

当町においても、職員の昇任、昇格、配置などを適切に行うため、勤務成績の評定の実施に向け検討を行います。

## 7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生(平成16年度)

下田町職員親和会への補助の概要

職員厚生費(レクリエーション大会)、職員研修費(職員団体研修)、団体生命保険料。  
その他の福利厚生

本町では、その他、市町村職員共済組合が行っている人間ドックについて、市町村職員共済組合からもれた職員について助成を行っています。

(2) 公務災害補償制度

加入団体：地方公務員災害補償基金青森県支部

災害件数：1件

災害の概要：右大腿切創

(3) 県人事委員会より報告を受けた公平委員会の業務の状況

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求

平成16年度においては、新たな措置要求はなく、また、系属事案もありませんでした。

不利益処分に関する不服申立ての状況

平成16年度においては、新たな不服申立てはなく、また、系属事案もありませんでした。